平成２３年（再イ）第３号
開始決定時の住所北海道苫前郡苫前町字古丹別273番地の５
再生債務者　土田　芳之
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月18日まで
平成24年４月18日　旭川地方裁判所留萌支部
平成２４年（再イ）第５号
兵庫県姫路市北原251番地１ルーエン・ハイム201
再生債務者　大塚　　豊
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月７日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月14日まで
平成24年４月16日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２３年（再イ）第１４号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳24番地30
再生債務者　濱崎　　勉
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月15日まで
平成24年４月17日
長崎地方裁判所佐世保支部
平成２３年（再イ）第１７号
長崎県佐世保市早岐２丁目７番３号
再生債務者　佐々野靖広
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月15日まで
平成24年４月17日
長崎地方裁判所佐世保支部
平成２４年（再イ）第８号
福岡県遠賀郡芦屋町山鹿34番36号
再生債務者　平田　兼一
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月９日まで
平成24年４月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１６８号
大阪府貝塚市地蔵堂148番地の２
再生債務者　奥野　幸雄
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年５月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月18日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１４号
福岡県柳川市三橋町正行22番地２
再生債務者　橋本百合子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年４月18日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第５号
沖縄県那覇市高良３丁目７番26号　Kサンクレスト102
再生債務者　與那嶺真一郎
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月15日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月29日から平成24年６月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１４号
仙台市宮城野区白鳥１丁目28番30－405号
再生債務者　佐藤　潤治
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年５月８日まで
平成24年４月17日
仙台地方裁判所第４民事部
平成２３年（再ロ）第１２号
愛知県愛西市諏訪町中杁239番地１
再生債務者　荻野　　豊
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年５月８日まで
平成24年４月17日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（再ロ）第２号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目３番35号
再生債務者　荒牧　正剛
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年５月15日まで
平成24年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（再ロ）第２号
愛媛県西予市三瓶町周木１番耕地351番地
再生債務者　丸島　和隆
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年５月16日まで
平成24年４月18日　松山地方裁判所大洲支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号
福岡県柳川市七ツ家1096番地
再生債務者　髙﨑　保之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月18日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係
平成２３年（再ロ）第５号
奈良県御所市大字幸町90番地の３
再生債務者　内田　嘉勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第６号
兵庫県美方郡香美町村岡区村岡2729―11
再生債務者　今木　　広
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年２月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月17日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

日本郵政共済組合定款の一部変更について

平成24年３月30日　　日本郵政共済組合代表者　齋藤　次郎
日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。
第31条第１項の表中「$\frac{5.30}{1,000}$」を「$\frac{5.83}{1,000}$」に、「$\frac{10.60}{1,000}$」を「$\frac{11.66}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.30}{1,000}$」を「$\frac{5.83}{1,000}$」に改める。
附　則
１　この変更は、平成24年４月１日から施行する。
２　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。